

## 学芸員養成の充実方策について

(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議 第2次報告書)

### 〔要 旨〕

#### I. 大学において修得すべき「博物館に関する科目」の見直し

##### 【単位を12単位から19単位に拡充】

- 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」においては、平成19年6月に報告書「新しい博物館制度の在り方について」をまとめ、その中で学芸員に求められる専門性を以下のように捉えている。

- ・ 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力に関すること
- ・ 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術を有すること
- ・ 資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できること
- ・ 住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動を運営管理できる能力を備えていること

しかしながら、現行の大学における学芸員養成教育では、現代社会の変化やニーズに対応できず、博物館の求める学芸員の育成の場として機能していないとの指摘もある。

このため、学芸員の資質向上のためには、大学において修得すべき「博物館に関する科目」を拡充する必要がある。一方で、大学における学芸員養成教育は、学芸員として必要最低限の専門的な知識・技術を身に付けるための入口として位置づけるべきである。したがって、科目の拡大を図るにあたってはその内容を精選することが求められる。

- 以上を踏まえ、大学における学芸員養成課程については、総単位数を現行の12単位以上から19単位以上に増やしつつ、科目を以下の通り整理する。(博物館法施行規則の改正)

- ① コレクションの保護・保存の観点から、「博物館資料保存論」を新設。
- ② コミュニケーションの充実の観点から、「博物館展示論」を新設。
- ③ 博物館の教育活動の充実の観点から、現行の「教育学概論」の内容を含めた「博物館教育論」を新設。
- ④ 博物館情報の提供・活用の充実の観点から、現行の「博物館情報論」及び「視聴覚教育メディア論」を統合し「博物館情報・メディア論」を新設。
- ⑤ 各科目は全て2単位とする(博物館実習のみ3単位)。

- 博物館実習については、別途大学及び博物館双方の指針となるガイドラインを策定し、その内容の改善を促す。

### 【不適切な科目の読替の防止】

- 現在、必ずしも適切ではない科目の読み替えが行われている。
- このため、内容を統合した科目への読み替えを規定している条文（博物館法施行規則第1条備考）を削除する。また、3年ごとを目途に大学での科目開講状況を文部科学省で把握するなど不適切な科目を開講している大学に対する指導を徹底し、適切な科目の開講へ向けた取組を進める。

## Ⅱ. 学芸員資格認定の見直し

- 生涯学習の理念に照らして、試験認定及び無試験認定による資格取得の方法は、引き続き継続すべきである。
- 一方で、資格認定が大学における学芸員養成教育に比して、必要な専門的な知識・技術や能力及びその取得方法の点で過度の負担となったり、逆に過度に緩められることのないよう、バランスを取る必要がある。
- 以上を踏まえて、試験認定及び無試験認定については、以下の見直しを行う。（博物館法施行規則及び告示の改正）

### 【試験認定の見直し】

- ・ 現行においては、試験合格者については、1年間の実務経験を4年制大学卒にのみ課していたが、学芸員として必要な専門的な知識・技術や能力のバランスを確保するため、これを全ての試験合格者に課すこととする。
- ・ その場合、受験資格要件として実務経験を課している者（短大卒等）の、その受験資格に必要な実務経験を1年間短くすることとする。
- ・ 試験科目については、大学における博物館に関する科目の見直しに伴い、試験認定の方法及び科目について、必要な整備を行う。

### 【無試験認定の見直し】

- ・ 今回の改正により口述試験が必須となることから、名称を「審査認定」に改める。
- ・ 無試験認定に、主に学芸員としての意欲、態度及び向上心等を確認するための口述試験を新たに課す。
- ・ 受験資格について、学芸員として必要な専門的な知識・技術の能力のバランスを確保する観点から、所用の整備を行う。

## Ⅲ. その他

- 教育現場において支障のない実施を期するため、施行規則改正後、3年程度の周知・準備期間を設ける。また、施行前に旧科目を履修した学生が不利益を被ることのないよう、適切な経過措置を設ける。